



基準協会だより

No.88



2024(令6)年も“安全第一”！ 伊勢神宮 で 安全祈願しましょう !!



新年 あけまして おめでとうございます

目次

新年のご挨拶 高田労働基準協会長	2
新年のご挨拶 上越労働基準監督署長 様	3
上越労働基準監督署からのお知らせ	4
○労働災害発生状況(令和5年) ○確認しよう、最低賃金	
○建設業の時間外労働規制 ○STOP! 長時間の荷待ち	
○労働条件明示ルールの改正 ○トラック荷役作業安全対策	
○新たな化学物質規制 ○冬季無災害運動 など	16



発行 高田労働基準協会 上越市春日野1丁目5-10
☎025-523-9595 FAX025-522-9599

新年のご挨拶

生産第一よりも安全最優先



高田労働基準協会 会長

株式会社 **ダイセル** 執行役員

いけだ のぶひこ

新井工場長 池田 信彦



新年明けましておめでとうございます。

今年、年始から、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6という非常に大きい「令和6年能登半島地震」が発生し、また、その被災地に支援物資を届けようとした海上保安庁の航空機と日本航空機の接触・火災という大事故も発生しました。

災害でお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福と、避難されている皆様をはじめ被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

高田労働基準協会会員事業所内においては、甚大な被害はありませんでした。

また、被災者の救済と被災地の復興支援のために尽力されている方々に深く敬意を表します。

大変な始まりとなりましたが、皆様一人一人にとって、また、ご家族様や関係するお仲間達にとりましても、幸せで充実した年になられますようお祈り申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの感染法上の分類を5月8日から、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられました。当協会では、会合や行事等を徐々に従来の形式に戻し、会員皆様方と直接お会いする機会を増やしていくことを引き続き検討して参ります。

さて、昨年4月より「第14次労働災害防止計画」が5か年計画でスタートしました。令和5年の上越労働基準監督署管の労働災害発生状況（休業4日以上・速報値）に関しては、259件（新型コロナウイルス感染症関連除く）、前年比-9件と減少を見せているものの、主として昨年1～3月期の「雪関連災害」の減少に起因しており、

「新型コロナウイルス感染症関連」及び「雪関連災害」を除いた「一般災害」は、前年同期比+16件と大幅な増加となっております。死亡労働災害も平成29年の0件以降、6年連続で発生しております。一方、事故の型で見ますと「墜落・転落」、「転倒」災害が約40%を占めているため、休業災害減少、死亡災害撲滅に向け、「墜落・転落」、「転倒」災害等の防止対策強化の推進が必要と考えます。

会員の皆様におかれましては、日々、職場の安全と安心を確保するために、教育訓練や意識啓蒙活動など、様々な取り組みで「ゼロ災害」を目指されております。

一方で管理者側が宣言しなくてはならないのは「生産第一より安全最優先」のものづくり現場にしていくことだと考えております。そして、私たちは、職場の安全と安心を盤石なものにしなければなりません。

労働災害撲滅に真摯に取り組み、協会会員事業所で働く一人ひとりがルールを守る集団の一員となり、皆さんが幸せになるよう活動していきましょう。

最後になりますが、今後とも当協会へのご支援、ご協力を心からお願いを申し上げますとともに、上越労働基準監督署様ならびに各会員事業所の皆様の無災害、益々のご発展とご多幸を祈念致しまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



ゼロ災害参加運動のシンボルマーク



新年のご挨拶

上越労働基準監督署

署長 小林 要介 様



高田労働基準協会会員の皆様には、昨年中、当署の行政運営全般に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新年早々、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生しました。

上越市、妙高市では発生直後、震度5強を観測し、皆様大変なご苦勞をされたことと拝察します。この度の地震により、被害に遭われた方々に対して心よりお見舞い申し上げるとともに、被災地の一刻も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、昨年は5月に新型コロナの感染法上の位置づけが「5類」に移行したことにより、社会経済活動が活発化し、雇用情勢にも改善の動きが見えてきました。マスクを外す機会も増え、周りの人の表情が見えるようになり、コミュニケーションがとりやすくなったと感じている方も多いと思います。

一方、3年に及んだ新型コロナ感染症の拡大によりモノやサービスの提供が滞ったことや国際情勢が不安手になる中、日本が輸入するモノの国際的相場が大きく上昇し、物価高を引き起こしました。

日本は1990年代後半以降、長らく物価は上昇していませんでしたが、ここ最近の物価高により依然として景気の回復を実感できない状況が続き、さらに円安の影響により企業収益にも様々な影響を与えています。

こうした状況においても、各業界それぞれが抱える諸問題への対応と併せてご苦勞されながらも昨年は円滑な事業活動を展開されたと拝察いたします。

また、令和5年は「第14次労働災害防止計画」(第14次防)スタートの年でありました。当署の令和5年の労働災害発生件数(休業4日以上)の死傷災害は、12月末現在の速報値で、新型コロナ感染症のり患分を除き、「259件」、前年比3.4%(-9件)減少しています。

しかしながら、これには一昨年に比べて昨年1～3月の降雪量が少なかったことを背景として、「雪関連の労働災害」が18件減少していることが大きく影響していますので、「雪関連以外の労働災害」についても減少させる取り組みを一層推進する必要があります。事故の型別では、令和4年に引き続き「転倒(64件)」が最多となっており、業種別では、小売業、社会福祉施設といった「その他の事業」で45件と全体の7割を占めています。被災者の年齢も50歳以上の労働者が全体の半数以上を占めており、高年齢労働者に配慮した安全衛生対策の推進が求められます。

本年4月1日から建設業、自動車運転者、医師の時間外労働の上限規制が適用となり、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の一層の取り組みをお願いします。

なお、道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、その長時間労働の要因の中には、取引慣行等の個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあります。その一つに発着荷主の長時間の恒常的な荷待ちがありますので、荷物の出し手である発着荷主、荷物の受け取りである着荷主は、荷待ち時間が発生しないように努めていただき、自動車運転者の長時間労働の削減に御協力願います。

結びに、この令和6年が会員の皆様にとって、実り多い一年となりますよう、益々のご隆盛とご多幸を心から祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

上越労働基準監督署 からのお知らせ

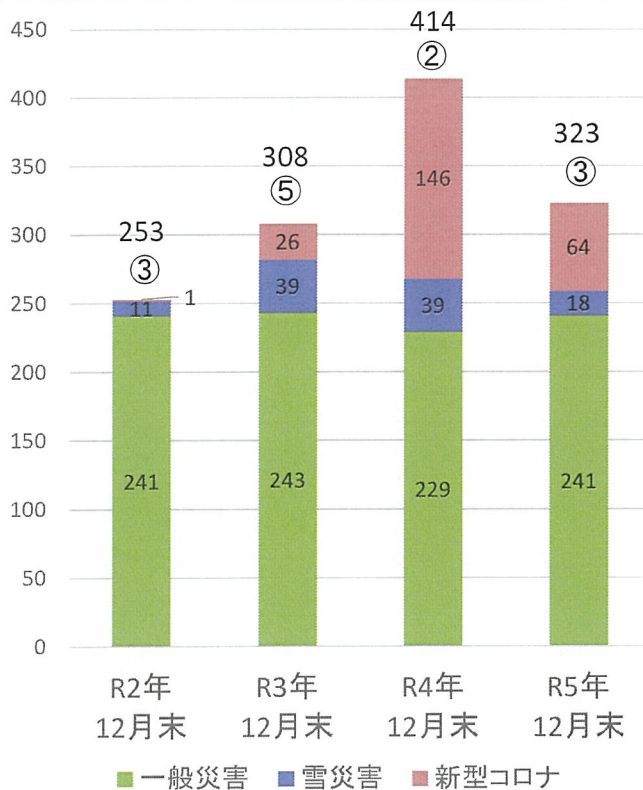
～ 次頁からのリーフレットをご覧ください ～



- 1 労働災害発生状況(令和5年)
第14次労働災害防止計画(上越署版)
- 2 確認しよう、最低賃金!
- 3 建設業の時間外労働上限規制
STOP! 長時間の荷待ち
- 4 労働条件明示ルールの変更
- 5 トラックでの荷役作業の安全対策
(テールゲートリフター特別教育など)
- 6 新たな化学物質規制の導入
- 7 冬季無災害運動推進(12/1~2/29)

詳細は上越労働基準監督署に
お問い合わせ下さい!!
☎ 025-524-2111(代表)

上越監督署管内 労働災害発生状況



令和5年の当署管内の休業災害は、前年同期比-91件(-22.0%)と大幅減少し、新型コロナウイルス感染症を除く休業災害も、令和4年268件に対し令和5年259件と-9件(-3.4%)の減少を見せているものの、雪関連災害を除く一般災害は+12件の増加となっています。

令和5年を初年とする第14次労働災害防止推進計画に基づき、休業災害減少、死亡災害撲滅に向け、挟まれ・巻き込まれ災害(製造業等)、墜落・転落災害(建設業等)、荷役災害(運輸業)、転倒災害(全業種)等の防止対策の徹底、加えて降雪期の雪関連災害防止をお願いします。(R5.1)

近年の上越署管内の死亡災害

発生	業種	発生状況
R5年12月 (糸魚川市)	商 業	新聞配達作業中、徒歩で国道を横断している際、通行車両に轢かれた。
R5年10月 (糸魚川市)	そ の 他 (調 査 中)	水力発電所の設備調査において、機材運搬中、堰堤脇の通路から12.6m下の水叩きに墜落し、洗掘部の水溜まりで溺死した。
R5年6月 (糸魚川市)	建 設 業	化学工場の配管切断作業中、当該配管が爆発した。
R4年5月 (妙高市)	農 業	ゴルフ場のグリーンの転圧作業中、転圧ローラー付き作業車が斜面で横転し、当該作業車の下敷きになった
R4年2月 (糸魚川市)	建 設 業	トンネル工事で間詰めコンクリートの打設作業中、型枠が倒壊し下敷きになった。
R3年8月 (糸魚川市)	鉱 業	作業現場から現場事務所への山道をワンボックスバンで走行中、路肩の盛土を乗り越え、車両ごと50m下に転落した。(2名死亡)
R3年8月 (上越市)	農 業	用水路の除草作業中スズメバチに刺され、アナフィラキシーショックにより死亡した。
R3年8月 (県外)	商 業	自動車解体作業中に漏れ出したガソリンから出火し、着衣に延焼し、全身に火傷を負った。
R3年1月 (妙高市)	建 設 業	資材置き場の物置付近で倒れているところを発見された。物置の屋根雪除雪のために移動はしご昇降中墜落したものと推定される。

上越署版 第14次労働災害防止推進計画（14次防）

①

計画の変更点

- 安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図る。
- 重点事項におけるアウトプット指標を設定し、アウトカム指標において検証する。

重点事項

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 | (5) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 |
| (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 | (6) 業種別の労働災害防止対策の推進 |
| (3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進 | (7) 労働者の健康確保対策の推進 |
| (4) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 | (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進 |

計画の目標

重点事項におけるアウトプット指標及びアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。(性別・年齢層別死傷年千人率:0.0~1.2、全産業死傷年千人率:0.64) ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに30日以下とする。(2022年:32.38日) ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。(2022年:0.29)

1

上越署版 第14次労働災害防止推進計画（14次防）

②

アウトプット指標	アウトカム指標
○高齢労働者の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。(2022年:コロナを除く。男性:3.34、女性1.66、男女計2.65)
○多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の死傷年千人率を2027年において全体平均以下とする。
○業種別の労働災害防止対策の推進	
<p>【陸上貨物運送業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。 <p>【建設業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 <p>【製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<p>【陸上貨物運送業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。(2022年:33人、-5%31人以下) <p>【建設業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。(2022年:1人、-15%0人) <p>【製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。(2022年:10人、-5%9人) <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、第13次防期間と比較して第14次防期間の5年間で15%以上減少させる。(第13次防期間1人、-15%0人)

2

上越署版 第14次労働災害防止推進計画（14次防） ③

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>○労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。 ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
<p>○化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。(13次防期間15人:14次防期間目標14人) ・増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。(13次防期間0人:14次防期間目標0人) <p>※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの</p>

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- ・**死亡災害**については、2022年と比較して、2027年においては、**5%以上減少**する(2022年:2人→1人)
- ・**死傷災害**については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに**減少に転ずる**(2022年:490人、コロナ除く289人)

上越署版 第14次労働災害防止推進計画（14次防） ④

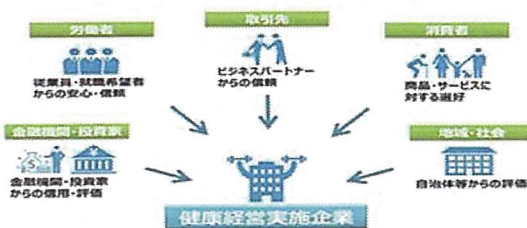
自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者に取り組んでもらいたいこと

安全衛生の取組を見える化する仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む。

* 国等は、安全衛生経費の確保の重要性について、実際に業務を行う事業者は元より仕事の注文者に対しても周知啓発を行う。

ステークホルダーとの関係における「健康経営」のメリット



「健康経営の取組メリット」

【SAFEコンソーシアム】

【安全衛生優良企業公表制度】

- ビジネスパートナーからの信頼
- 金融機関・投資家からの信用・評価
- 商品・サービスに対する選好等



「健康経営の認定実績（2022年度）」

- 健康経営優良法人（大規模法人部門）：2,676件
- 健康経営優良法人（中小規模法人部門）：14,012件



【SDGs (Sustainable Development Goals)】

目標3 あらゆる年齢の全ての人の健康的な生活を確保し、福祉(ウェルビーイング)を促進する。

3.9: 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。

8.8: 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、**安全・安心な労働環境を促進する。**

安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、「コスト」では無く「人的投資」

- **労働者の安全と健康を守る**
- 労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用による**経済的損失を回避（軽減）**
- **人材の確保・育成を始めとする組織の活性化、業績向上、（社会的）価値の向上**

令和5年 12月末現在 業種別労働災害発生状況（休業4日以上）

（新型コロナウイルス感染症のり患分を除く）

上越 労働基準監督署

区分 業種	3 年 全数	4 年 全数	4 年 同期	5 年 当期	対前年同期比較		事 故 の 型										
					増 減 件 数	減 少 率 %	墜 落 ・ 転 落	転 倒	激 突	飛 来 ・ 落 下	崩 壊 ・ 倒 壊	激 突 さ れ	巻 は 込 ま ま れ	切 れ ・ こ す れ	無 動 作 な の 動 反 作 動	交 通 事 故	そ の 他
製 造 業	71	59	55	49	- 6	- 10.9	5	11	1	4	3	1	11	5	5	3	
食 料 品	14	16	14	12			2	3	1				3	1	1	1	
織 維 工 業		2	2	1									1				
衣 服 ・ 織 維 製 品																	
木 材 ・ 木 製 品	2	1	1	1										1			
家 具 ・ 装 備 品	2																
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	1	1	1														
印 刷 ・ 製 本 業																	
化 学 工 業	8	6	5	7			1						2		3	1	
土 石 製 品	3	4	3	1											1		
鉄 鋼 業				1				1									
非 鉄 金 属	5	2	2	1									1				
金 属 製 品	12	13	13	10						3	2	1	2	2			
一 般 機 械 器 具	7	2	2	4			1	1			1			1			
電 気 機 械 器 具	6	6	6	5			1	3		1							
輸 送 用 機 械 等				1				1									
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道	2	1	1														
そ の 他 の 製 造	9	5	5	5				2					2			1	
鉱 業	② 6	2	2	3	+ 1	+ 50.0	1						1		1		
土 石 採 取	② 6	2	2	3			1						1		1		
建 設 業	① 64	① 60	① 57	① 49	- 8	- 14.0	15	4	3	7		2	4	4	4	2	① 4
土 木 工 事	23	① 27	① 25	15			5	1	1	3				1	1	2	1
建 築 工 事	① 27	23	22	23			9	3	1	3		2	1	3	1		
う ち 木 造 建 築 工 事 業	6	11	10	9			4	2	1					2			
そ の 他 の 建 設 業	14	10	10	① 11			1		1	1			3		2		① 3
運 輸 交 通 業	27	33	32	19	- 13	- 40.6	7	3		2		1	1		3	1	1
鉄 道 ・ 旅 客 ・ ほ か	6	4	4	2				2									
道 路 貨 物 運 送 業	21	29	28	17			7	1		2		1	1		3	1	1
貨 物 取 扱 業	1				± 0	± 0.0											
陸 上 貨 物 取 扱 業	1																
港 湾 荷 役 業																	
農 林 業	① 8	① 5	① 5	6	+ 1	+ 20.0		1				1	2	1		1	
農 業	① 7	① 3	① 3	5				1					2	1		1	
林 業	1	2	2	1								1					
畜 産 ・ 水 産 業	2	3	3	1	- 2	- 66.7							1				
畜 産 業		1	1														
水 産 業	2	2	2	1									1				
そ の 他 の 事 業	① 144	127	114	② 132	+ 18	+ 15.8	① 17	45	3	6		4	6	6	28	① 3	14
小 売 業	39	28	24	① 36			2	16	1	4			3	2	4	① 1	3
飲 食 店	7	8	7	8				1					1	1			5
社 会 福 祉 施 設	28	30	28	39			1	12	2			1		1	17		5
上 記 以 外 の 事 業	① 70	61	55	① 49			① 14	16		2		3	2	2	7	2	1
合 計	⑤ 323	② 289	② 268	③ 259	- 9	- 3.4	① 45	64	7	19	3	9	26	16	41	① 7	① 22
前 年 同 期							① 66	81	11	11	① 8	13	22	16	19	12	9

※休業4以上の労働者死傷病報告及び死亡災害報告を基に集計、（ ）内の数字は死亡災害の件数を表す。

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

新潟県 最低賃金

令和5年
10月1日 から
時間額

931 円

前年比
41円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認!

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金制度 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
新潟労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



新潟労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索



中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

新潟県の最低賃金

地域別最低賃金	最低賃金額	適用の範囲	効力発生 年月日
新潟県最低賃金	時間額 円 931	新潟県内の事業場で働く すべての労働者に適用 (パート・アルバイト・臨時・嘱託等、 どのような雇用形態の方も含まれます。! また、下記の特定最低賃金が適用除外 となる方も含まれます。!)	5. 10/1

特定最低賃金	最低賃金額	適用除外業務及び年齢	効力発生 年月日
電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業 (電球製造業及び 電気計測器製造業を除く)	時間額 円 1,005	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、 情報通信機械器具若しくは電子部品・デバイス部品の 組立て又は加工業務 ハ 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、 曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、 取りそろえ、選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ニ 運搬(動力によるものを除く。)、用務員、賄いの業務	5. 12/27
自動車(新車)、 自動車部分品・ 附属品小売業	時間額 円 997	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	5. 12/20
各種商品小売業 (衣食住にわたる商品を小売 する百貨店、総合スーパー等)	時間額 円 932	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	5. 12/30

新潟県最低賃金額が各種商品小売業特定最低賃金額を上回ったため、令和5年10月1日から同年12月29日までは新潟県最低賃金額の931円が適用されます。

※ 最低賃金は、公益・労働者・使用者の各代表委員からなる審議会の審議・答申を経て改正決定されています。

※ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限定されます。

なお、賃金が時間額以外の基準(日額、月額、その他)で定められている場合は、日額、月額等を時間額に換算して比較することとなります。
また、次の賃金は対象になりません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金など)
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

※ 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。

※ 中小企業・小規模事業場のみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」は、新潟労働局雇用環境均等室(025-288-3528)までお気軽にご相談ください。

・賃金引き上げにお悩みの方は、「新潟働き方改革推進センター」(0120-009-229)までお気軽にご相談ください(相談無料)。

最低賃金に関するお問い合わせは

新潟労働局賃金室または最寄りの**労働基準監督署**まで

(TEL 025-288-3504)

(新潟、長岡、上越、三条、新発田、新津、小出、十日町、佐渡)

建設業の時間外労働の上限規制

R6年(2024年)4月から

- ①時間外労働は原則として月45時間以下
- ②時間外・休日労働は月100時間未満
- ③時間外・休日労働は2～6ヶ月平均で月80時間以下
- ④時間外労働は年720時間以下
- ⑤特別条項(月45時間を超えることできる月)は年6回まで

※災害復旧・復興の事業については、
②③の規定が適用されません

(公益・人命保護のための災害対応は、非常災害の届(33届)により36協定とは別に時間外・休日労働が可能です。)

公共工事、民間工事を問わず、適正な工期の確保が必要です

- 【発注者】建設業への時間外労働規制の適用に向けた環境整備に対し協力すること。
各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行うこと。
- 【受注者】建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする著しく短い工期となることがないよう、受発注者間及び元請・下請間で適正な工期で請負契約を締結すること。

建設業の36協定届の様式が変わります

		災害復旧・復興の対応が	
		見込まれない	見込まれる
最長の時間外労働時間数が	月45時間以下	様式第9号	様式第9号の3の2
	月45時間超	様式第9号の2	様式第9号の3の3

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

STOP! 長時間の荷待ち

- ・長時間の恒常的な荷待ちは、自動車運転者の長時間労働の要因となります。
- ・物流を支える自動車運転者の健康のためにも長時間の荷待ちの改善に向けてご理解とご協力をお願いします。
- ・トラック運送事業者とも相談し、ぜひ前向きな検討をお願いします。



いえいえ。
荷主というのは、
荷物の出し手である発荷主だけではなく、
荷物の受け取り手である着荷主も該当します。
また、会社の規模なども関係ありません。
皆さんの行動も、トラックドライバーの方の
長時間労働の削減のためにとっても大切です。



当社は商品を受け取る
だけなので
関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。
うちは小さいから関係
ないはずね。

中小企業

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と
長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08))

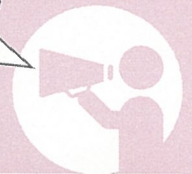
荷待ち時間の改善に当たっては、新潟労働局監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。(Tel. 025-288-3503)

2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ 説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるとときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

労働条件明示の制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項

1

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇い入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

2

更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者に**あらかじめ**(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

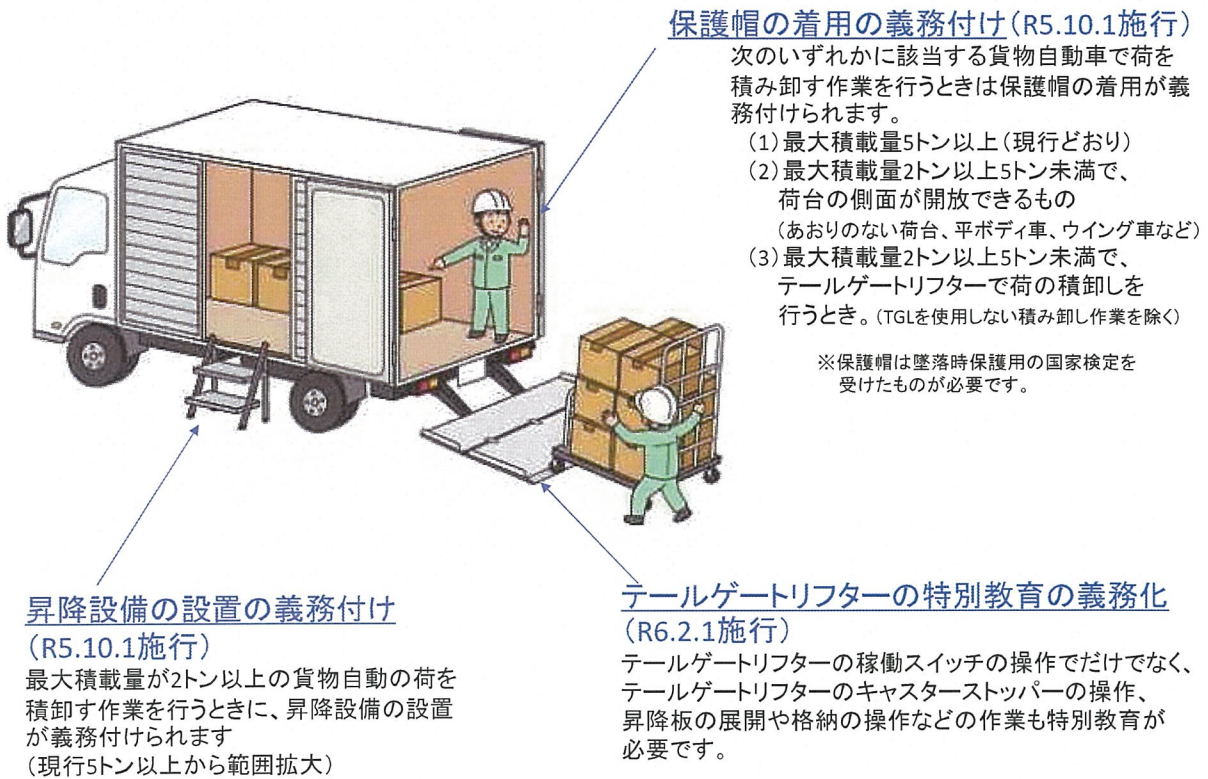
(注) 無期転換ルール適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → [厚生労働省ウェブサイト](#) (①)
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → [無期転換ポータルサイト](#) (②)
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → [都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部\(室\)、全国の労働基準監督署](#) (③)



トラックでの荷役作業時の安全対策が強化されます



新たな化学物質規制が導入されます

R5 (2023)年4月1日施行

- ばく露を最小限にすること(ばく露を濃度基準値以下にすること)
代替物等使用、密閉設備等、作業方法改善、保護具使用等によりばく露を最小限にしなければなりません。また、濃度基準値設定物質は、ばく露を濃度基準値以下としなければなりません(R6(2024)年4月施行)。
- がん原性物質の作業記録の保存
製造・取扱い業務の作業歴を記録し、30年間保存しなければなりません。
- ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存 ●衛生委員会付議事項の追加 ●がん等の遅発性疾患の把握強化 ●リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存 ●職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 ●SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新 ●事業場内別容器保管時の措置の強化 ●注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 等

R6 (2024)年4月1日施行

- ラベル表示・SDS通知対象物質(リスクアセスメント対象物質)の追加
対象物質が674物質から「GHS分類で危険性・有害性が確認されたすべての物質」に順次拡大されます。
- 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止
健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質の製造・取扱い業務について、適切な保護具の使用が義務付けられます。 ※おそれがないことが明らかな物質以外を含め、R5(2023)年4月から努力義務
- 化学物質管理者の選任義務化
リスクアセスメント対象物の製造(専門的講習修了者)、取扱(資格要件なし)で選任が必要になります。
- 保護具着用責任者の選任義務化
リスクアセスメント結果により保護具を使用させる事業場で選任が必要になります。
- 雇入れ時等教育の拡充
全業種で化学物質の安全衛生に関する教育が必要になります。
- 化学物質防災発生事業場等への労働基準監督署長による指示 ●リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等 ●SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化 ●第三管理区分事業場の措置強化

冬季 無災害運動推進中

運動期間

令和5年12月1日～令和6年2月29日

こんな所が危険です！

屋外通路

出入口
(段差・スロープ等)

駐車場
(車周辺+歩行中)

冬季特有災害の事故の型では転倒災害が大部分を占め、特に事業場玄関、屋外通路、駐車場で多く発生しています。

冬季特有災害の半数は気温の低い深夜から早朝に発生しており、最高気温が氷点下の日には昼間時間帯にも多く発生しています。翌日が氷点下まで冷え込む前日には、注意喚起をしましょう。

冬季無災害運動期間前に、照明設備の確認や凍結防止剤・マット等の準備をしましょう。

凍結も圧雪もシャーベットも 転倒リスクが潜んでいます

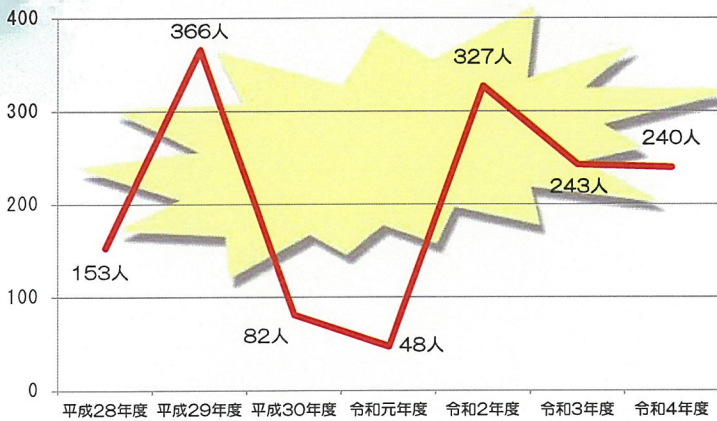
転倒災害防止のポイント

- ①屋外通路には、凍結防止剤を散布することにより凍結による転倒災害を防止する。
- ②事業場玄関には、転倒防止用シート・マットを敷くことにより、滑りにくくし転倒災害を防止する。
- ③夜間・早朝の駐車場から事業場玄関までを安全に歩行できるように、十分な照明設備を備え、転倒災害を防止する。
- ④耐滑性の高い靴を履くことで、滑りにくくし転倒災害を防止する。
- ⑤屋外歩行では、両手に荷物を持ったり、ポケットに手を入れるなどせず、万が一転倒しても受け身を取れるようにし、被害を最小限にする。

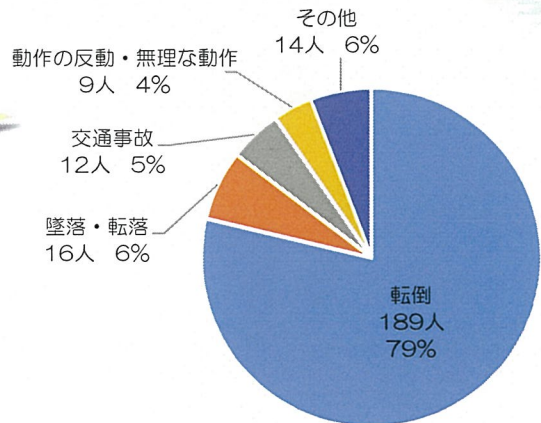


雪による労働災害に注意!!

雪による労働災害発生件数の推移（新潟県_休業4日以上）



事故型別労働災害発生状況（新潟県_休業4日以上）

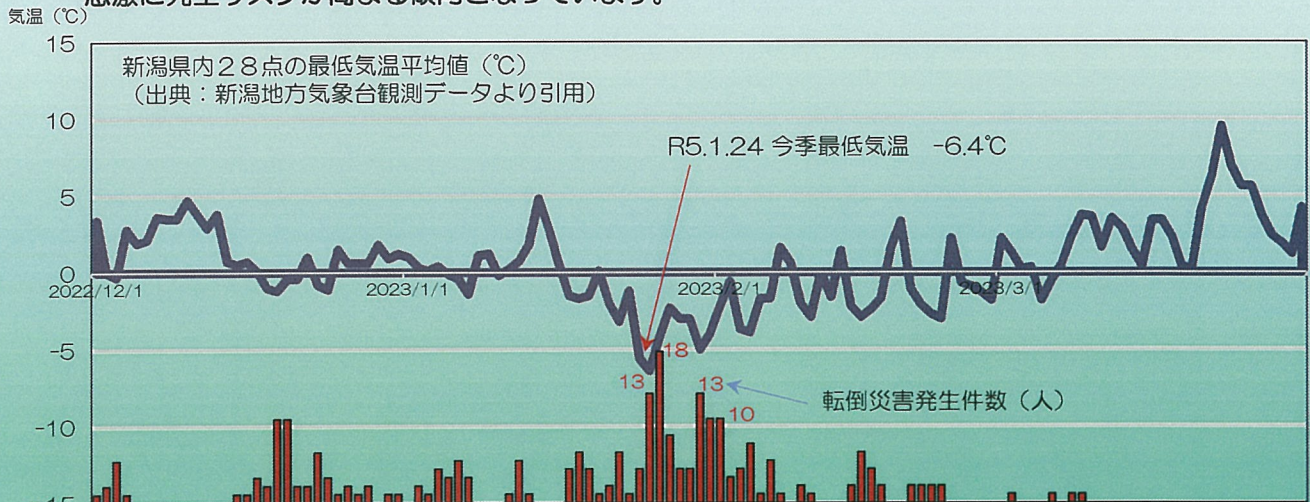


※ 統計期間「令和4.12.1～令和5.3.31」

冬季無災害運動期間中（12～3月）の転倒災害発生状況

積雪・凍結等による転倒災害では…

最低気温は、その地域によってバラツキはありますが、相対的に最低気温が氷点下2度以下となると、急激に発生リスクが高まる傾向となっています。



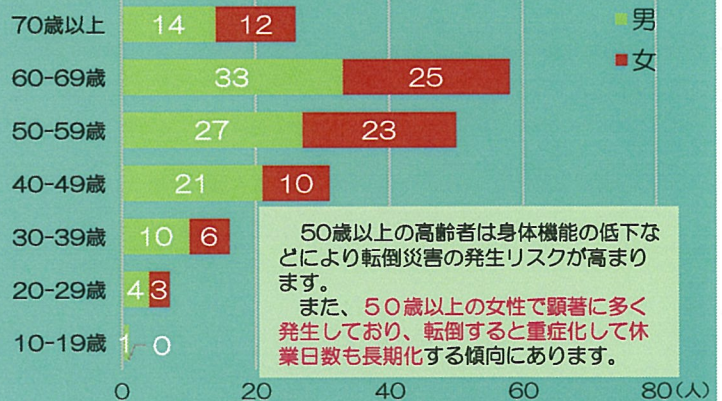
大雪や低温に関する気象情報を迅速に把握しよう！

（参考）

新潟県ホームページ「新潟県の雪の情報」
<http://www.chiiki.pref.niigata.jp/yuki/>

敷地内の出入口、駐車場、屋外通路の転倒リスクの重点的な点検、注意喚起等、労働者の年齢・性別に応じた対策を取りましょう！

（図9）年齢別・男女別発生状況



50歳以上の高齢者は身体機能の低下などにより転倒災害の発生リスクが高まります。
また、50歳以上の女性で顕著に多く発生しており、転倒すると重症化して休業日数も長期化する傾向にあります。

STOP 転倒災害

検索

※表の数値は労働者死傷病報告（休業4日以上）の雪による転倒労働災害（189件）を分析したものです。